



玩具の使用開始最低年齢ガイドライン

(ST ISO/TR 8124-8)

2018.7.5 第1版

一般社団法人 日本玩具協会

玩具の使用開始最低年齢のガイドライン (ST ISO TR 8124-8)

目次

1 適用範囲	3
2 用語と定義	3
3 ガイドライン	4
3.1 開始月齢が出生から 4 ヶ月未満の子供	4
3.1.1 開始月齢が出生から 4 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	4
3.1.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	5
3.2 開始月齢 4 ヶ月から 8 ヶ月未満の子供	6
3.2.1 開始月齢 4 ヶ月から 8 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	6
3.2.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	6
3.3 開始月齢 8 ヶ月から 12 ヶ月未満の子供	7
3.3.1 開始月齢 8 ヶ月から 12 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	7
3.3.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	8
3.4 開始月齢 12 ヶ月から 18 ヶ月未満の子供 (開始年齢 1 才から 1 才半未満の子供)	8
3.4.1 開始月齢 12 ヶ月から 18 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	8
3.4.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	9
3.5 開始月齢 18 ヶ月から 24 ヶ月未満の子供 (開始年齢 1 才半から 2 才未満の子供)	10
3.5.1 開始月齢 18 ヶ月から 24 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	10
3.5.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	11
3.6 開始月齢 24 ヶ月から 36 ヶ月未満 (開始年齢 2 才から 3 才未満の子供)	12
3.6.1 開始月齢 24 ヶ月から 36 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	12
3.6.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	14
3.7 開始年齢 3 才から 4 才未満の子供	15
3.7.1 開始年齢 3 才から 4 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	15
3.7.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	17
3.8 開始年齢 4 才から 6 才未満の子供	19
3.8.1 開始年齢 4 才から 6 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と	

「行動様式」に関する側面	19
3.8.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	21
3.9 開始年齢 6 才から 8 才未満の子供	22
3.9.1 開始年齢 6 才から 8 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関する側面	22
3.9.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	24
3.10 開始年齢 8 才から 14 才未満の子供	25
3.10.1 開始年齢 8 才から 14 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関する側面	25
3.10.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	26
附属書 A (参考) 玩具の分類システム、玩具のカテゴリーとサブカテゴリーの事例説明	27
附属書 B (参考) 電気玩具に関する考察	36
参考文献一覧	37

【参考 1】 ST 基準の対象年齢表示に係る要求事項

【参考 2】 誤飲・誤嚥防止のための、「3 才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するため
の指針（ガイドライン）
(平成 30 年 5 月 30 日理事会決定)

玩具の使用開始最低年齢のガイドライン（ST ISO TR 8124-8）

1. 適用範囲

この文書は、子供が特定のサブカテゴリーに属する玩具で遊ぶことを開始する「最も低い年齢」を決定するためのガイドラインを提供するものである。また、この文書は、主として、「玩具製造業者」と「玩具安全規格の遵守を評価する機関」に宛てたものである。

この文書は、子供の遊びに關係する流通業者、学会、団体により、「最も早い年齢からの当該玩具の適切性」について、参考として使用することができる。小児科学会、教師、専門家は日常の活動の中で参考として使用でき、消費者も使用することができる。

異なった様々な能力を発達させる年齢は、個々の子供により固有のものである。このガイドラインは典型的な子供が特定の能力を発達させる間の年齢の範囲を例示して説明している。

年齢を区分けすることは安全に関する含意(implication)があるが、このガイドラインでは特定の安全要求事項に取り組む意思はない。玩具に対する特定の安全要求事項は、玩具安全規格の ISO8124 シリーズ（及び、他の地域の玩具安全規格や規制）で見出だすことができる。

例として、それらの規格は、窒息の危険の理由により、特定の年齢グループを対象とする玩具において「小部品」や「小球」が存在することを制約するであろう。

この年齢決定ガイドラインは、専門家の助言と子供の伝来的な遊びのパターン(traditional play patterns)に基づいている。それらは、様々な年齢層を意図しているものとして、玩具を分類している又は玩具のカテゴリーを分類している各国・地域の規制や指令とは異なることがあるかもしれない。

電子玩具と玩具の電子部品についての情報がこの年齢決定ガイドラインの作成過程においてどのように考察されたかの詳細は、附属書 B（電子玩具に関する考察）で提供されている。

2. 用語と定義

この文書の目的のために、以下の用語と定義を適用する。

2.1 年齢グループ

一般に、ある「発達の節目」(developmental milestone)、又は、ある「行動様式」(振舞い)に関連した「特定の年令範囲」に含まれる子供

(注 1) 参考文献 4 から抽出した。

2.2 玩具のカテゴリー

その特定の目的及び機能による「玩具の分類」

(注 1) この文書は、次の 7 つの玩具カテゴリーを採用している。

- 感覚運動の活動 – 最初の年齢
- 身体活動のための玩具
- 知的な活動のための玩具